

上里町ホームページバナー広告掲載実施要領

(目的)

第一条 この要領は、上里町有料広告掲載要綱(平成十九年上里町告示第二十五号。以下「要綱」という。)に基づき、上里町(以下「町」という。)が作成する町ホームページへの広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置)

第二条 広告の掲載位置は、町ホームページのトップページで町が指定した位置とする。

(広告掲載の位置)

第三条 広告の掲載位置は、バナー広告とし、掲載規格は一枠につき横百六十五ピクセル×縦五十ピクセル、四Kバイト以内、GIF形式とし、静止画に限る。

(掲載)

第四条 広告を掲載する枠数は、四十枠とする。

2 広告の掲載期間は、三ヶ月単位とし、最長十二ヶ月とする。ただし、町長が必要と認めた場合は、この限りでない。

3 広告の掲載期間は、月の一日から末日までを単位とする。ただし、掲載開始日及び掲載終了日が上里町の休日を含める条例(平成二年上里町条例第八号)第一条第一項に規定する日にあたるときは、この限りでない。

4 掲載は、原則として掲載開始日の午後五時までに開始し、掲載終了日の翌日午後五時までに終了する。

5 広告の掲載期間中、ホームページを閉鎖した時間が生じても、町は広告掲載料金の一部返還や広告掲載期間の延長等の賠償措置は一切行わないものとする。

(掲載募集)

第五条 広告掲載の募集は、随時行つものとする。

2 広告掲載の申し込みは、掲載を希望する月の前月十日までに行つものとする。

3 広告掲載希望者が募集枠数を超えるときは、要綱第六条の優先順位によるものとし、同じ優先順位に属する複数

の希望者がある場合は、抽選とする。ただし、要綱第六条第二号に規定する広告の順位は、継続するものを優先とし、継続するものは、それまでの掲載期間の長いものを優先する。

(掲載料)

第六条 掲載料は、別表のとおりとし、町が発行する納付書により、納付書が発行されてから十四日以内に納付するものとし、ただし、振込みにより納付する場合の手数料は、申込者の負担とする。

2 要綱第十一条の規定により返還する掲載料は、掲載を取消した期間の総額とする。

(広告内容等)

第七条 広告の掲載範囲は、上里町有料広告掲載基準によるものとする。

2 広告のデザイン及び内容は、町ホームページのイメージを損なうことのないよう広告主と調整してから掲載するものとする。

3 広告原稿にイラスト・写真・ロゴ等を使用する場合は、広告主において著作権及び肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は広告主の負担とする。

(委任)

第八条 この要領に定めるもののほか、必要とする事項は町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成十九年六月一日から施行する。

附 則 (平成二十年五月一日告示第四十四号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十一年二月二〇日告示第九号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十三年一月十四日告示第四号)

この告示は、公布の日から施行し、平成二十三年四月一日より適用する。

附 則（平成二十四年二月一日告示第八号）
この告示は、公布の日から施行する。

別 表

掲 載 期 間	掲 載 料
三ヶ月	一枠につき 七 五〇〇円
六ヶ月	一枠につき 一五 〇〇〇円
九ヶ月	一枠につき 二二 五〇〇円
十二ヶ月	一枠につき 三〇 〇〇〇円